

住宅省エネルギー性能証明書 発行業務約款

証明申請者（以下「甲」という。）及び公益財団法人沖縄県建設技術センター（以下「乙」という。）は、関連法令等を遵守し、この約款（申請書及び引受承諾書を含む。以下同じ。）及び「公益財団法人沖縄県建設技術センター住宅省エネルギー性能証明書の発行業務規程」（以下「業務規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。

（甲の責務）

- 第1条 甲は、住宅省エネルギー性能証明に係る図面審査を受けようとする場合は、業務規程第6条に定める審査図書を乙に提出しなければならない。
- 2 甲は、証明住宅の計画等に関する審査図書の内容を変更しようとする場合は、業務規程第7条に基づき必要な図書を乙に提出しなければならない。
- 3 甲は、乙が審査図書のみでは的確な住宅省エネルギー性能証明業務を行うことが困難であると判断して追加書類の提出又は審査図書の補正を請求した場合は、双方合意のうえ定めた期日までに遅滞なくかつ正確に必要な追加審査図書の提出又は審査図書の修正その他必要な措置をとらなければならない。
- 4 甲は、住宅省エネルギー性能証明に係る現場審査を受けようとする場合は、業務規程に従い、現場審査依頼書及び施工状況報告書を乙に提出しなければならない。
- 5 甲は、乙が施工内容の修正又は施工内容変更報告書を求めた場合は、双方合意のうえ定めた期日までに遅滞なく正確に施工内容の修正、又は施工内容変更報告書の提出その他必要な措置をとらなくてはならない。
- 6 甲は、業務規程に基づき算定され引受承諾書に記載した額の手数料を、第4条に規定する日（以下「支払期日」という。）までに支払わなければならない。

（乙の責務）

- 第2条 乙は、関係法令等によるほか業務規程に従い、公正、中立の立場で厳正かつ適正に、業務を行わなければならない。
- 2 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

（業務期日）

- 第3条 乙の業務規程第10条の図面審査に係る業務期日は、引受承諾書に定める引受日から21日を経過する日までとする。ただし、第1条第3項の規定により乙が甲に対して追加書類の提出又は審査図書の補正を請求した場合は、この対応にかかった期日の日数分を業務期日に加算

するものとする。

- 2 乙の業務規程第 14 条の住宅省エネルギー性能証明書の交付等に係る業務期日は、同条第 1 項の住宅省エネルギー性能証明書交付申請書又は同条第 3 項の再交付申請書受理後 10 日を経過する日までとする。
- 3 乙は、甲が第 1 条及び第 6 条第 1 項に定める責務を怠ったとき、又は天災その他不可抗力等により業務期日までに業務を完了できないと認める場合は、甲に対しその理由を明示のうえ、業務期日を延期することができる。
- 4 乙は、甲からその理由を明示し書面をもって業務期日延期の申し出があり、その理由が正当であると認める場合は、業務期日を延期することができる。
- 5 第 3 項及び第 4 項の場合において、必要と認められる業務期日の延期その他の必要事項については、甲・乙協議して定める。

(契約の締結・手数料の支払期日)

- 第 4 条 甲は、乙から引受承諾書を交付された場合は、この約款に基づき契約を締結したものとし、乙が認める場合を除き、引受承諾書交付時を支払期日として手数料を支払わなければならない。
- 2 甲及び乙は、別途協議により合意した場合には、前項の支払期日を別に定めることができる。
 - 3 乙は、甲が第 1 項又は第 2 項の支払期日までに手数料を支払わない場合は、証明書を発行しない。この場合において、乙が当該証明書を発行しないことによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

(手数料の支払方法)

- 第 5 条 甲は、規程に基づく手数料を前条の支払期日までに窓口において現金で納入、又は乙の指定する銀行口座に振込みの方法で支払うものとする。
- 2 甲及び乙は、協議により合意した場合には、別の支払方法をとることができる。

(証明書発行前の変更申請)

- 第 6 条 甲は、証明書の発行前までに甲の都合により対象建築物の計画を変更する場合は、速やかに乙に通知するとともに、双方合意の上定めた期日までに変更部分の基準適合審査関係図書を乙に提出しなければならない。
- 2 甲は、乙が前項の変更を大規模なものと認めた場合にあっては、当初の審査の申請を取り下げ、別件として改めて乙に審査を申請しなければならない。
 - 3 乙は、前項に規定する申請の取り下げがなされた場合は、次条第 4 項の契約解除があったものとみなし、住宅省エネルギー性能証明業務を中止し、審査図書のうち副本を甲に返却する。

(甲の解除権)

第7条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、正当な理由なく、審査業務を第3条第1項に定める業務期日までに完了せず、
又はその見込みのないとき

(2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき

2 甲は、前項の契約解除をする場合において手数料が既に支払われているときは、これの返還を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の契約解除の場合、前条に定めるほか損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。

4 甲は、第1項に規定する場合のほか乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げの旨を通知してこの契約を解除することができる。

5 乙は、前項の契約解除(申請の取り下げ)のうち手数料が既に支払われているときは、これを甲に返還せず、また当該手数料がいまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。また、甲は、既に支払った手数料が過大であるときは、その一部の返還を乙に請求することができる。

(乙の解除権)

第8条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

(1) 甲が、正当な理由なく第4条第1項に定める支払期日までに手数料を支払わないとき

(2) 甲が、この契約に違反したことにつき乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき

(3) 甲の責めに帰すべき事由により業務期日に証明書を交付することができないとき

2 乙は、前項の契約解除のうち、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該手数料がいまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

3 乙は、第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の免責)

第9条 乙は、審査を実施することにより、甲の申請に係る住宅が関係法令等に適合することを

保証しない。

- 2 乙は、審査を実施することにより、甲の申請に係る住宅に瑕疵がないことを保証しない。
- 3 乙は、甲が提出した審査申請関係図書に虚偽があることその他に事由により、適切な審査業務を行うことができなかつた場合は、当該審査業務の結果に責任を負わないものとする。

(国土交通省等への報告)

第 10 条 乙は、国土交通省等の所管行政庁等から業務に関する報告を求められた場合は、適合審査の内容、判断根拠その他情報について、報告等を行うことができるものとする。

(秘密保持)

第 11 条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己に利益のために使用してはならない。

- 2 前項の規定は、以下に掲げる各号のいずれかに該当するものには適用しない。
 - (1) この契約に係る業務について所管行政庁等から報告を求められた場合
 - (2) 既に公知の情報である場合
 - (3) 甲が秘密情報でない旨書面で確認した場合

(反社会的勢力の排除)

第 12 条 甲及び乙は、自己若しくは自己の役員又はこれらに準ずる者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団若しくはこれらに準ずる者又はその構成員その他の反社会的勢力に該当しないこと、将来にわたって該当しないこと及びこれらの反社会的勢力と関係を持たないことを表明し、保証する。

- 2 甲及び乙は、自己又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的言動又は暴力を用いる行為、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為をしてはならない。
- 3 甲又は乙は、相手方が前 2 項の一にでも違反することが判明したときは、何らの催告を要せず、直ちにこの契約を解除することができる。
- 4 前項によりこの契約を解除した者は、相手方に損害が生じても一切責任を負わず、また解除した者に損害が生じたときは、相手方に対しその損害の賠償を請求することができる。

(約款の変更)

第 13 条 乙は、この約款が適用される契約の継続中において、法令の改廃、社会経済情勢の変化その他の事情により、この約款を変更する合理的必要性が生じたときは、民法第 548 条の 4 (定型約款の変更) の規定に基づき、この約款を変更することができる。

2 乙は、前項の約款を変更した場合は、乙のウェブサイトにおいて掲載その他相当の方法により公表する。この場合において、変更された約款は、公表の際に定められる改訂日から適用されるものとする。

(別途協議)

第 14 条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲及び乙は信義誠実の原則に則り協議の上、定めるものとする。

(附則)

この約款は令和 5 年 11 月 1 日より適用する。

制定：令和 5 年 11 月 1 日